

# いなべ市企業立地促進特区

都道府県名：

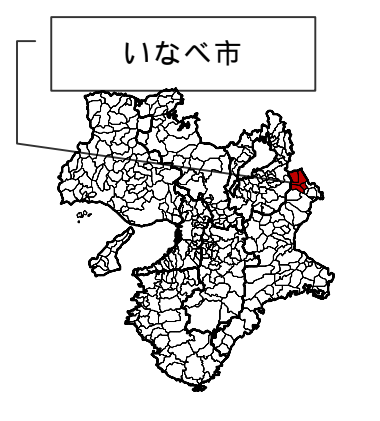
三重県

申請主体名：

いなべ市

区域の範囲：

いなべ市の区域の一部（藤原工業団地、東山工業団地）



特区の概要：

いなべ市は、交通条件の良さを活かした物流関係や自動車関連企業が立地しており、各種製造業・サービス業まで総合的な立地が展開されている。しかしながら、未立地の工業団地も存在しているのが現状である。そこで当市は合併時の新市建設計画において、「活力と活気あふれる産業のまちづくり」をテーマに掲げ、造成地の賃貸を可能とすることにより、工業の発展を目指し生活環境との調和を保ちつつ、既存企業の経営基盤の強化に努めるとともに、多彩な工業の振興に努め、工場出荷額や雇用数がさらに上昇することにより新市の活性化につなげていく。

適用される規制の特例措置：

・土地開発公社造成地の賃貸の容認

